

高齢者福祉の充実

【高齢福祉課・保健福祉総務課】

1 目 的

高齢者一人ひとりが、長生きしてよかったと実感できる豊かで活力ある長寿社会を実現するため、本市の高齢者対策の基本方針である「第4次高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画」に基づき、在宅保健福祉サービス、介護保険サービス及び施設福祉サービスの着実な推進を図る。

2 概 要

(1) 第4次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画の推進

ア 計画の概要

- ・ 計画の期間
 - ・ 第4次高齢者保健福祉計画：平成18年度～平成22年度（5年間）
 - ・ 第3期介護保険事業計画：平成18年度～平成20年度（3年間）
- ・ 計画の概要（詳細資料1参照）

イ 高齢者福祉施設等の整備

- ・ 事業内容
 - ① 広域型施設の整備
 - ・ 特別養護老人ホーム 1施設
 - ・ ケアハウス 2施設
 - ・ 介護付き(混合型)有料老人ホーム等 4事業者選定
 - ・ ちとせ寮・松原荘の再整備
 - ② 地域密着型サービスの整備
 - ・ 認知症対応型共同生活介護 3圏域
 - ・ 認知症対応型通所介護 11圏域
 - ・ 小規模多機能型居宅介護 18圏域
 - ・ 夜間対応型訪問介護 市全域で2施設整備
- ※介護保険推進上の日常生活圏域については概ね中学校区を対象に設定

(2) 高齢者虐待防止事業の推進

ア 目的

高齢者が住み慣れた地域のなかで安心して生活できるよう、高齢者虐待を未然に防ぐとともに、高齢者虐待を早期に発見し、的確な対応を図ることで、高齢者の尊厳を保持する。

イ 関係法令等

- ・ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

- ・高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援マニュアル

ウ 事業内容（詳細資料 2 参照）

- ・予防対策の推進・早期発見
- ・相談支援体制の確立
- ・関係機関等との連携強化
- ・関係者用対応マニュアルの策定
- ・対応職員の資質の向上

エ 事業スケジュール

- ・平成 19 年 7 月～ リーフレット，講演会等による市民への啓発

計画の位置づけ

- 宇都宮市高齢者保健福祉計画は、老人保健法及び老人福祉法に規定された、市町村老人保健福祉計画であるとともに、宇都宮市介護保険事業計画を包含した計画である。
- 宇都宮市介護保険事業計画は、介護保険法に規定された、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画である。

計画の期間

- 第4次高齢者保健福祉計画は、平成18年度（2006年度）から平成22年度（2010年度）までの5年間とする。
- 第3期介護保険事業計画は、平成18年度から平成20年度までの3年間とする。
※事業の進捗状況や効果などを評価し、平成20年度（2008年度）に見直しを行なう。

現状及び課題

【現行施策の課題】

- 市民一人ひとりが、自らの健康づくりに対する意識の向上が図れるよう、健康づくり活動の支援が必要。
→健康づくりの推進
- 高齢者の増加に伴い、趣味の活動等のための場を更に整備することが求められている。
→生きがい活動の場の確保
- 高齢者が地域で安心して生活するためには、地域住民、民生委員等及び行政が連携を図り、地域資源の有機的なネットワークを構築する必要がある。また、公共建築物等のバリアフリーについて、計画的・段階的に整備していく必要がある。
→安心で快適な生活の確保

【高齢者の現状及びニーズ等】

住み慣れた地域における生活の継続、趣味・就労などの生きがい活動への参加意欲など

- 近所付き合いの状況 約33%が「仲の良い人と行き来している」、
約31%が「会えば親しく話をする」と回答
- 住まいの状況 約86%が「持家・一戸建」と回答
- 今後で暮らしたい場所 約80%が「現在の場所」と回答
- 生きがいを感じる事 約37%が「趣味の活動」、
約23%が「仕事」と回答

【社会環境等の変化】

高齢者人口の増加（宇都宮市）

- 平成16年 7万4千人 ⇒ 平成22年 9万人 （1万6千人増）

認知症高齢者の増加（国）

- 平成17年 約160万人 ⇒ 平成37年 約320万人（倍増）

世帯構造の変化（宇都宮市国勢調査データより）

- 高齢者夫婦世帯の増加（平成7年 5千4百世帯⇒平成12年 7千8百世帯）
- 高齢者単身世帯の増加（平成7年 5千5百世帯⇒平成12年 8千世帯）

課題の総括

- 高齢者の健康寿命の延伸、生活習慣病予防及び介護予防のための事業の推進
- 高齢者の主体的な「自己実現」のための、生きがいづくりや社会参画の促進
- 住み慣れた地域社会での安全で安心な生活の継続
- 日常生活が円滑に営める公共建築物等のバリアフリーを中心とした環境整備

施策の方向性及び重点的に取り組む事業

基本理念：「健康で生きがいを持ち自立した生活を送ることができる、活力ある長寿社会」の実現

基本目標1：健康ではつらつとした生活の実現

高齢期においても健康を保ち、健やかで充実した生活を送ることができるよう、「一次予防」に重点を置いた対策を推進するとともに、疾病の早期発見・早期治療を図る。

また、高齢者が寝たきり等の要介護状態に移行したり、要介護状態が更に悪化することのないよう、介護予防事業を推進する。

〈主な事業〉 ●健康づくり実践活動の推進 （地区組織数：17年度 17か所→22年度 37か所）
●基本健康診査の実施 （受診率：17年度 29% →22年度 35%）

基本目標2：生きがいのある生活の実現

高齢者が心身の状態に関わらず、尊厳を持って、生涯にわたり交流の場を広げ、学習・文化・スポーツなどの社会活動に自らの意思で積極的に生きがいを持って参加できる環境を整備する。

〈主な事業〉 ●高齢者外出支援事業の推進 （専用パスカード利用者数：17年度 6,300人→22年度 7,500人）
●高齢者地域活動実践塾設置の促進（設置か所数：17年度 4か所→22年度 25か所）

基本目標3：安心して自立した生活の実現

高齢化の進展等に伴い、高齢者人口に占める要支援・要介護高齢者数が年々増加していることから、介護保険のサービスにおいては、要介護状態等の軽減や悪化防止に効果的な「新予防給付」や身近な地域で地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスの提供が可能な「地域密着型サービス」などを創設し、予防重視型システムへの転換を推進する。

また、近年、認知症高齢者が増加していることから、認知症の早期発見・早期対応の推進や専門的なケア体制整備など、認知症高齢者対策を体系的・総合的に取り組む。

さらに、近年、高齢者のひとり暮らしや高齢者夫婦世帯が増加していることから、地域社会を構成する住民、地域の団体、企業、行政などがそれぞれの責任と役割を担い、協働して高齢者を支えていく体制を促進する。

〈主な事業〉 ●介護保険事業の推進 （㊟ 地域包括支援センターの設置・運営：市内21箇所）
㊟ ●認知症高齢者対策の推進
●ひとり暮らし高齢者等の安心ネットワークシステムの構築（単位自治会に対する組織率：17年度 28%→22年度 100%）

基本目標4：快適で安全安心な生活の実現

高齢者が、住み慣れた地域社会で自立し、安心して日常生活や社会生活が送れるよう、心のバリアフリーの推進や道路及び住居等の生活環境のバリアフリーを一体的に推進する。

〈主な事業〉 ●道路のバリアフリーの推進 （道路の段差解消か所数：17年度 826か所→22年度 3,440か所）
●高齢者にやさしい居住環境の整備補助事業の推進（住宅整備補助事業件数：17年度 56件 →22年度 77件）

対応の方向性

計画の特色

高齢者が住み慣れた地域社会の中で、健康で生きがいをもちながら、安心して生活を送ることができるまちの実現を目指し、

- ・身近な地域におけるきめ細かな施策・事業の展開 ⇒ （介護保険推進上の「日常生活圏域」の設定 など）
- ・包括的・連続的なケア体制 ⇒ （地域包括支援センター創設に伴う切れ目のないケア体制）
- ・認知症対策の推進 ⇒ （早期発見・早期治療等に向けた総合的・体系的な取り組み）

を確立する計画とする。

【事業の推進方策】

●身近な地域での事業展開

→保健・福祉サービスにおいては、事業の内容や効果、利用者の特性を考慮し、個々のサービスに相応しい単位（小学校・中学校区単位、まちづくり推進組織単位 など）を設定するとともに、介護保険事業においては、要支援・要介護高齢者が住み慣れた地域で生活継続が可能となるよう、介護保険推進上の「日常生活圏域」を設定し、地域に密着した多様で柔軟な事業を展開していく。

●市民、関係機関及び市の協働による事業展開

→市民、関係機関（ボランティア、NPO、民生委員、社会福祉協議会、まちづくり推進組織 など）及び市が連携を強化し、創設される地域包括支援センターを中心に、高齢者に対し地域ぐるみで多面的な支援を展開していく。

I 背景

少子高齢化の進行に伴い、一人暮らしや寝たきり、認知症など的高齢者も増加し、高齢者虐待が顕在化しているなか、平成18年4月1日から「高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行された。この法律により、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援について、市町村が第一義的に責任を担うことが規定された。

また、国及び地方公共団体の責務として、①関係省庁等関係機関等との連携強化,体制の整備 ②関係機関職員の研修等の措置 ③広報,啓発活動 について規定された。

II 現状と課題

1 現状

平成17年度までは、高齢者の虐待を発見した際、老人福祉法、介護保険法に基づき、高齢者への支援の一環として、地域在宅介護支援センターや高齢福祉課が中心となり、ショートステイや介護保険サービス等の導入を図るなどして個別に対応してきた。

【栃木県「家庭内における高齢者虐待の把握状況調査結果」（平成15年度実施）より】

○156件（宇都宮市では22件報告）の虐待と思われる事例が報告された

＜被虐待者＞

- ・75歳以上の後期高齢者が78%を占め、女性が全体の81%を占める
- ・要介護者（要介護1～5）が全体の80%を占める

＜虐待者＞

- ・息子（35%）嫁（21%）で全体の過半数を占める

2 課題

今後、後期高齢者及び要介護者の増加に伴い、養護者による高齢者虐待の増加が予想されることから、高齢者虐待に対し、関係機関等と連携して速やかな対応を図る必要がある。

III 高齢者虐待への対応

1 基本的な考え方

高齢者に対する虐待の発生予防から、虐待を受けた高齢者が安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、高齢者虐待防止に取り組んでいくため、市としての高齢者虐待への相談・支援体制を確立し、相談窓口等の周知を図り、関係機関や地域と連携して、高齢者虐待の発生予防から、虐待を受けた高齢者及び養護者に対し円滑な対応を図っていく。

2 高齢者虐待防止に向けて

「予防・早期発見」「相談・支援」「対応」の3つの柱を基に、市、地域包括支援センター、関係機関・団体、地域が一体となって、協力・連携を図り、高齢者の虐待防止に向けた取り組みを推進する。

【予防・早期発見】 (1) 予防対策の推進, 早期発見

【相談・支援】 (2) 相談支援体制の確立

(3) 関係機関等との連携強化

【対応】 (4) 関係者用対応マニュアルの策定

(5) 対応職員の資質の向上

IV 高齢者虐待防止に対する具体的な取り組み（※印は新たな取り組み）

(1) 予防対策の推進・早期発見

①※庁内関係各課等の高齢者虐待防止に関する理解促進

女性相談所、保健所、保健センター、保健と福祉の総合相談等関係各課のほか、全庁的に高齢者虐待防止に関する認識を深め、高齢者虐待の予防対策の推進・早期発見に努めていく。

②※一般市民への虐待防止に係る普及啓発

③養護者への支援

(2) ※相談支援体制の確立

①相談窓口

◎家庭内における高齢者相談窓口⇒地域包括支援センター、高齢福祉課

◎施設内等における高齢者相談窓口⇒高齢福祉課

②対応

◎緊急性の高い場合の対応 ⇒高齢福祉課

〔 生命や身体に重大な危険がある場合 〕 ・※虐待対応緊急ケア会議の開催
・※立ち入り調査
・※被虐待高齢者の一時保護

◎緊急性の高くない場合の対応⇒高齢福祉課、地域包括支援センター

・相談、指導、助言

・事実の確認

・※虐待対応ケア会議の開催

・援助方針の決定、支援

(3) 関係機関等との連携強化

①※宇都宮市高齢者虐待防止ネットワーク会議の役割

医療関係者・法曹関係者・人権擁護関係者・警察・民生委員・家族会関係者・介護サービス事業者・地域包括支援センター・市関係各課等で連携・情報交換・啓発活動等を検討する。

②※地域ネットワークの役割

地域では、市内21の生活圏域に設置している地域包括支援センターが「地域会議」（民生委員、自治会長,地区社協等で構築）を運営している。この地域会議を活用し、地域高齢者虐待のネットワークを構築し、高齢者虐待の早期発見、見守り・支援を行っていく。

(4) ※ 関係者用対応マニュアルの策定

①趣旨

平成18年4月に施行となった「高齢者虐待防止法」を踏まえ、行政や関係機関等が一体となり高齢者虐待防止の対応が円滑に推進できるようにするため策定する。

②基本的な考え方

◎ 国、県から示されたガイドラインを踏まえ、関係者用マニュアルを策定する。

◎ 「高齢者保健福祉計画」における高齢者の権利擁護の充実、『高齢者虐待の対策』を具体的に推進するためのマニュアルとして位置付ける。

③マニュアルの主な内容

高齢者虐待の定義、虐待防止等に向けた市及び関係機関の役割、虐待の発見と対応 等

(5) ※対応職員の資質の向上

①研修会の開催

②処遇困難事例等の事例検討会の開催